

奈良県救急安心センター等運営事業

公募型プロポーザル実施要領

1. 適用範囲

奈良県救急安心センター等運営事業を事業者へ委託するにあたり、その事業者を「公募型プロポーザル方式」により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務の概要

(1) 委託業務名

奈良県救急安心センター等運営事業

(2) 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日

(3) 委託業務の概要

以下の事項に関する電話相談窓口の設置及び県への報告

I 救急安心センター事業

急な病気やケガ等について県民からの電話による相談を受け付け、救急要請の要否等の助言を行う。

II 救急医療相談事業

急な病気やケガ等について県民からの電話による相談を受け付け、適切な対処方法、医療機関受診の要否等について助言を行う。

III 救急医療情報センター事業

県内医療機関の情報収集を行い、医療機関や消防機関等からの電話による問合せを受け付け、情報提供を行う。

※詳細は「奈良県救急安心センター等運営事業仕様書」で確認すること。

(4) 委託金額

下記I～IIIの各事業の金額上限は記載のとおり。これを超える場合は契約を行わない。

I 救急安心センター事業

総額55,997千円(消費税及び地方消費税を含む)

II 救急医療相談事業

総額45,187千円(消費税及び地方消費税を含む)

III 救急医療情報センター事業

総額20,090千円(消費税及び地方消費税を含む)

I～III 合計121,274,000円(消費税及び地方消費税を含む)

国の交付金等の状況により、契約内容を変更する場合がある。

支払いについては、四半期ごとに分割して支払う。

(5) 留意事項

本業務は令和3年度奈良県予算の成立を前提とし、当該予算が成立しない場合は本業務に係る募集及び契約を中止するものとする。

3. 参加資格

次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加申込書提出時点において、物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者であること又は地方公共団体であること。
- (3) 公告日から過去5年以内に、国又は地方公共団体から、同種または類似する業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者であること。

※同種業務とは、公告日から過去5年間の間に、国又は地方公共団体から受託し、誠実に履行を完了した#7119業務とする。類似業務とは、過去5年間の間に、国又は地方公共団体から受託し、誠実に履行を完了した電話相談業務とする。

4. 日程

- | | |
|--------------|---------------------------|
| 令和3年2月19日(金) | 公告 |
| 令和3年3月4日(木) | 質問票、参加表明書提出締切 |
| 令和3年3月16日(火) | 企画提案書提出締切 |
| 令和3年3月23日(火) | 選定審査会開催予定(プレゼンテーション実施、選定) |
| 令和3年4月1日(木) | 契約締結予定 |

5. 手続等

- (1) 担当部局(書類の提出先及び問合せ先)

〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地

奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課緊急医療対策係

電話番号 0742-27-8935

ファクシミリ 0742-22-2725

※電子メールにより連絡を行う場合の送付先メールアドレスについては、担当部局に電話で問い合わせること。

※ファクシミリ又は電子メールにより連絡を行う場合は、電話で到達確認を行うこと。

- (2) 説明会について

本件業務にかかる説明会は開催しない。

- (3) 質問の受付

① 受付期間 令和3年3月4日(木) 17時まで

② 受付方法 質問票(様式1)に必要事項を記載し、(1)の担当部局にファクシミリ又は電子メールにて送付後、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。なお、電子メールでの質問は、題名の最初にく「奈良県救急安心センター等運営事業委託事業者募集への質問」と明記すること。

③ 回答方法 インターネットの「奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課」ホームページに随時公表する。

※質問者への個別の回答は行わないものとする。

※公表の際、質問者名は明示しない。

- (4) 参加表明書、同種又は類似業務の受注実績の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、必ず参加表明書および同種又は類似業務の受注実績を提出期限までに1部提出すること。参加表明書提出後に、参加を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を速やかに提出すること。

- ① 提出期限 令和3年3月4日（木）17時まで
- ② 提出先 （1）の担当部局
- ③ 提出方法 ファクシミリ又は電子メールにて送付後、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。

④ 提出物

ア. 参加表明書（様式2）

イ. 同種又は類似業務の受注実績（様式3）

同種業務とは、公告日から過去5年間の間に、国又は地方公共団体から受託し、誠実に履行を完了した#7119業務とする。類似業務とは、過去5年間の間に、国又は地方公共団体から受託し、誠実に履行を完了した電話相談業務とする。

※契約書（写）等、当該実績の内容が確認できる資料を添付すること。

(5) 企画提案書等の提出

- ① 提出期限 令和3年3月16日（火）17時まで
- ② 提出先 （1）の担当部局
- ③ 提出方法 持参又は郵送に限る

・持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く9時00分から17時00分まで（12時00分から13時00分までの間は除く）とする。

・郵送の場合は、提出期限必着とし、担当者に事前に電話連絡の上、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9条に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留に準ずるもの（親展扱いとすること。）により提出すること。

④ 提出物

ア. 参加申込書（様式4） <原本1部>

イ. 事業者概要書（様式5） <原本1部、コピー8部>

会社概要などがあれば添付すること。（法人等の定款、役員名簿など）

ウ. 業務担当予定者名簿（様式6） <原本1部、コピー8部>

エ. 企画提案書（様式任意。サイズはA4） <原本1部、コピー8部>

企画提案書は次に示す事項を踏まえ、具体的に記載すること。

- ・本業務の実施体制（回線数や、看護師の人数、オペレーターの人数、オンコール医師及び組織体制等）を具体的に明示すること。
- ・Ⅰ救急安心センター事業、Ⅱ救急医療相談事業、Ⅲ救急医療情報センター事業の各事業で品質向上のための取組や体制を具体的に示すこと。
- ・Ⅰ救急安心センター、Ⅱ救急医療相談事業、Ⅲ救急医療情報センター事業の各事業で相談対応内容の事後検証の方法や体制を具体的に示すこと。
- ・Ⅰ救急安心センター、Ⅱ救急医療相談事業、Ⅲ救急医療情報センター事業の各事業でスタッフに新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合や、災害発生等に対応した事業継続のための取組や体制を具体的に示すこと。

- ・Ⅰ救急安心センター、Ⅱ救急医療相談事業、Ⅲ救急医療情報センター事業の各事業で取り扱う個人情報を適切に処理するための具体的な業務実施体制や工夫を示すこと。
- ・上記の各項目について、ノウハウを活用したより良質なサービス提供や、事業実施にあたっての考え方などについて、PRを含めて具体的に記述すること。なお、解説図や表、イラスト等を用いてもよい。

※留意事項

- ・企画提案書の作成にあたっては、「奈良県救急安心センター等運営事業委託事業者選定に係る審査基準」を参考とすること。
- ・文字サイズは、10.5ポイント以上とすること。
- ・言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法の法定計量単位によるものとする。
- ・用紙は日本工業規格A4片面印刷とすること。
- ・企画提案書は、15ページ以内（表紙を含む。ただし、20分以内で説明可能なページ数）とすること。

オ. 見積書（様式7）＜原本1部、コピー8部＞

カ. 奈良県競争入札参加資格を有することを証明する書類（写し可）＜1部＞

なお、地方公共団体は提出不要とする。

上記イ～オの企画提案書等については、原本以外は提案者を特定することができる内容の記述（具体的な社名やロゴマーク、コーポレートカラー等）を記載してはならない。記載がある場合は、その項目を無効とする。

⑤ その他

1 事業者につき1提案とし、提出期限後における内容の変更は認めない。

6. 委託事業者の選定

(1) 企画提案書等の評価

- ① 企画提案書等の評価は、奈良県救急安心センター等運營業務委託事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、「奈良県救急安心センター等運営事業委託事業者選定に係る審査基準」に基づき公正に審査を行うものとし、各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も評価の高い一事業者を契約の相手方として選定する。審査項目は次のとおり。

【審査項目】

1. 受託の実績
 2. 実施体制
 3. 品質向上のための取組
 4. 事後検証の体制
 5. 感染症、災害等に対応した事業継続体制
 6. 個人情報保護等情報管理体制
 7. 経費
- ② 提出のあった提案書等について、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。審査は以下の事項に留意して行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及びヒアリングに先立ち書類選考を行う場合がある。また、プレゼンテーション及びヒアリングは対面、またはシスコシステムズ社のWebEXを用いてリモートで行う。なお、リモートで実施する場合には、事前に接続テストを行うことがある。その場合、応募

者は接続テストに協力すること。リモートで実施する場合のプレゼンテーション等にかかる通信費その他の費用は応募者の負担とする。

- 1) 審査項目のうち、全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。
 - 2) 提案者が1者の場合、審査基準による得点が6割以上で、かつ審査委員会の合議により認められたものについては、当該提案者を受託事業者として特定することができる。ただし、審査項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託事業者として特定しない。
 - 3) 審査の結果、最高得点が2者以上であった場合は、審査委員会の合議により受託事業者を特定する。この場合、審査基準のうち比重の高い審査項目の得点を考慮する。
- ③ プレゼンテーションには、統括責任者等の業務全体を把握する立場にある者（必ず出席）、予定担当者（必要に応じて出席）が出席すること（計3名以内）。時間配分は1提案者あたり40分（内訳はプレゼンテーション20分、質疑応答20分）とする。
- ④ プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書に沿って行うものとし、企画提案書の改変や、新たな資料の提出は認めない。

(2) 失格事項

提案者が次に掲げる場合に該当するときは、失格とする。

- ① 上記3に示した参加資格要件が備わっていないとき。
- ② 企画提案書等に虚偽又は不正があったとき。
- ③ 提出された企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- ④ 一以上の審査項目についての記載がなかったとき。
- ⑤ 委託上限額を超える見積書が提出されたとき。
- ⑥ プレゼンテーションに不参加のとき。
- ⑦ その他不正な行為があったとき。

(3) 審査結果

選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して文書により通知する。

7. 契約等

(1) 事業者との契約

- ① 選定された者は、通知があり次第、県担当者と打ち合わせを行い、委託業務契約書を締結した後、必ず令和3年4月1日（木）午前0時から業務を開始すること。
- ② 契約額は、企画提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務仕様書を確定した後に決定する。なお、この協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった事業者と同様の手続きを行うこととする。
- ③ 当企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。
- ④ 企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- ⑤ 本業務を受注しようとする者は、以下の遵守事項を理解した上で受注すること。
 - 1) 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法

第3条に規定する最低賃金額（同法7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）を支払うこと。

- 2) 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
- 3) 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
- 4) 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
- 5) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 6) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するように指導すること。
- 7) 契約後、速やかに医療賠償責任保険に加入し、その保険証券の写しを提出すること。
- 8) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令およびその他関係法令並びに奈良県個人情報保護条例、奈良県会計規則およびその他奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

(2) 契約の解除等

- ① 契約にかかる損害賠償及び契約の解除については、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）に定めるところによる。
- ② 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、契約の相手方に損害賠償義務が生じる。
 - 1) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店または営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - 2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - 3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - 4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - 5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - 6) 本契約にかかる下請け契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請け契約」という。）にあたって、その相手方が上記1) から5) のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
 - 7) 本契約にかかる下請け契約等にあたって、上記1) から5) のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合〔上記6) に該当する場合を除く。〕において、

奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請け契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

- 8) 本契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、又は警察に届けなかったとき。

(3) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額以上の金額を納付しなければならない。

なお、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部または一部を免除する場合がある。

8. その他企画提案等にかかる留意事項

- (1) この企画提案に参加する者は、参加表明書の提出をもって、この実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、提出した企画提案書を奈良県に無断で他に使用することはできない。
- (3) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (4) 採択された事業計画・事業提案は、県との協議等により修正・変更を行う場合がある。
- (5) 企画提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合がある。県民等から情報公開の請求に応じて、企画提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (6) 企画提案書等の提出後、契約締結までの手続き期間中に応募資格を欠くこととなった場合は、契約締結にかかる資格を失うものとする。その場合、選定において次に評価の高い事業者と契約に向けた手続きを行う。
- (7) 非選定通知による通知を受けた者は、その理由の説明を求めることができるものとする。説明を希望する者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して5日（奈良県の休日を含める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項の規定による県の休日を除く。）以内に5（1）の担当部局長に書面により請求しなければならない。
- (8) 新型コロナウイルス感染症対策に伴い、出社ができない等の理由により、本募集要領中5（4）（5）に規定する参加申込書及び企画提案書等の提出書類に関し、それぞれを定める提出期限までに代表者印の押印ができない場合は、代表者印の押印がない書類の提出も可とする。この場合は、押印できない理由を可能な限り具体的に記した理由書を併せて提出すること。